二　法第四十二条の九第一項の表の第二号から第五号までの第二欄に掲げる事業　次に掲げるいずれかの規模のもの

イ　一の生産等設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。ロにおいて同じ。）で、これを構成する減価償却資産（法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が千万円を超えるもの

ロ　機械及び装置並びに器具及び備品（法第四十二条の九第一項の表の第四号の第二欄に掲げる事業にあつては、機械及び装置）で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が百万円を超えるもの

第二十七条の九第二項第三号を削り、同条第三項を次のように改める。

3　法第四十二条の九第一項の表の第一号の第三欄に規定する政令で定めるものは、特定の設備を構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、対象施設に含まれる部分とする。

第二十七条の九第六項中「エンジニアリング業」の下に「（次項第一号において「エンジニアリング業」という。）」を、「電気業」の下に「（次項第一号において「電気業」という。）」を加え、「次項第六号」を「次項第一号及び第八項第六号」に改め、同条第十項を削り、同条第九項中「第七項第一号」を「第八項第一号」に改め、同項に次の一号を加える。

四　航空機整備業　事務所用、作業場用、格納庫用又は倉庫用の建物

第二十七条の九第九項を同条第十項とし、同条第八項中「及び同条第七号」を「、同条第七号」に改め、「「不動産賃貸業」という。）」の下に「及び同条第九号に掲げる航空機整備業（次項第四号において「航空機整備業」という。）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　法第四十二条の九第一項の表の第三号の第三欄に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める器具及び備品とする。

一　製造の事業、機械設計業、エンジニアリング業、自然科学研究所に属する事業、電気業、商品検査業、計量証明業及び研究開発支援検査分析業　次に掲げる器具及び備品

イ　専ら開発研究（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。）の用に供される器具及び備品として財務省令で定めるもの

ロ　電子計算機その他の財務省令で定める器具及び備品

二　道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、デザイン業及び経営コンサルタント業　前号ロに掲げる器具及び備品

第二十七条の九第十二項中「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条に次の一項を加える。

13　法第四十二条の九第四項の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六条第一項第一号	掲げる金額（	掲げる金額（当該金額に係る基準法人税額に租税特別措置法第四十二条の九第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額。
第二十三条第一項	加算した金額	加算した金額とし、当該基準法人税額に租税特別措置法第四十二条の九第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額
、同法	、法人税法	

第二十七条の十を次のように改める。

（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除）

第二十七条の十　法第四十二条の十第一項第一号に規定する政令で定める試験研究は、新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究とする。

2　法第四十二条の十第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める規模のものは、機械及び装置にあつては一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。以下この項及び次項において同じ。）の取得価額（法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この項及び次項において同じ。）が二千万円以上のものとし、器具及び備品にあつては一台又は一基の取得価額が千万円以上のものとし、建物及びその附属設備並びに構築物にあつては一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が一億円以上のものとする。

3　法第四十二条の十第一項第一号イに規定する政令で定める規模のものは、機械及び装置にあつては一台又は一基の取得価額が四千万円以上のものとし、器具及び備品にあつては一台又は一基の取得価額が二千万円以上のものとする。

4　試験研究費の額（法第四十二条の四第一項に規定する試験研究費の額をいう。以下この項において同じ。）のうち法第四十二条の十第一項の規定の適用を受ける同条第六項に規定する開発研究用資産（以下この項において「開発研究用資産」という。）に係る償却費として損金の額に算入された金額がある場合における同条第七項の規定により読み替えて適用される法第四十二条の四第三項及び第七項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額から特別償却実施額（当該開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入された金額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める金額の合計額）を控除した残額をいう。）を控除した金額とする。

一　当該開発研究用資産につき法第四十二条の十第一項の規定の適用を受ける場合　同項に規定する普通償却限度額

二　当該開発研究用資産につき法第四十二条の十第一項の規定の適用を受ける場合　同条第一項又は第四項に規定する普通償却限度額として政令で定める金額

5　法第四十二条の十第七項の規定により読み替えられた法第四十二条の四第三項又は第七項の規定の適用を受ける場合における第二十七条の四の規定の適用については、同条第一項第一号中「第六十八条の九第一項」とあるのは「第六十八条の十四第七項の規定により読み替えて適用される法第六十八条の九第三項」と、同項第二号中「第四十二条の四第一項」とあるのは「第四十二条の十第七項の規定により読み替えて適用される法第四十二条の四第三項」と、同条第三項中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第一項第一号中「第六十八条の九第三項」とあるのは「第六十八条の九第七項」と、同項第二号中「第四十二条の四第三項」とあるのは「第四十二条の四第七項」と読み替えるものとする」とする。

第二十九条第二項	附帯税の額を除く	附帯税の額を除くものとし、当該各課税事業年度の所得基準法人税額に租税特別措置法第四十二条の九第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額とする